

全日本居合道都道府県対抗優勝試合要領

試合方法について

- 1 各連盟の代表3選手を、各段毎、3試合場に分けて抽選し、トーナメント方式により試合を行い、各段毎に第一位、第二位を決める。
 - 2 勝者(不戦勝も含む)には、勝つごとに1点を与え、各連盟選手3名の得点(勝数)の合計数を以って団体成績を決定する。
但し、団体一位が同点の場合には、各々3選手の勝旗数により決定する。
勝旗数が同本数の場合は、代表者戦により決定する。(段位は、抽選による)
二位以下同点の場合も同じ。不戦勝には、勝旗3本を与える。
 - 3 演技の本数
 - (1) 試合時間は、技5本を6分以内とする。主審の開始の宣告から、正面の礼を終了し、携刀姿勢までとする。
 - (2) 前項の本数のうち先に古流2本を抜き、後に全剣連居合3本を抜くものとする。
 - (3) 全剣連居合の指定技については、大会当日、審判長より発表することとし、準決勝以上については、指定技を変えることもある。
 - (4) 古流2本については、自由。(各回戦毎に変える必要はない)
 - 4 試合者の進退
 - (1) 試合者は、プログラム順により所定の試合場において待機し、呼び出しに応じて遅滞なく所定の位置につき、待機線にて相互の礼をしたのち、開始線の位置につく。主審の「始め」の宣告で試合を行う。
 - (2) 正面(神座)への礼および刀礼は、演武の中に含まれるものとする。
(刀礼は全剣連居合による)
 - (3) 試合者は、演武を終えたのち(刀礼および正面(神座)への礼ののち)正面を向いて携刀姿勢で判定の宣告を待つ。
 - (4) 判定の宣告後、試合者は待機線で互いに向きあって礼を行い退場する。
 - (5) 試合者の服装は、剣道着または居合道着・袴を着用すること。
 - (6) 各自、剣道着または居合道着の左胸部に名札をつけること。(要項参照)
 - (7) 試合には大刀(真剣)を用いること。登録証は必ず携行すること。
- ※当日の受付において監督は各段の代表選手の登録証を持参し確認を得ること。